

尾島行政センターだより

第5号
令和2年8月12日発行
太田市粕川町520
Tel 52-8862
Fax 52-8863

市民教室「パークヨガ」(尾島行政センター・沢野行政センター共催) 健康でしなやかな身体づくりを目指し、公園の芝生の上でヨガを行う。

日時 10月14日～11月11日(毎週水曜日) 午後1時30分～午後3時30分

会場 尾島庁舎 町民の森公園(雨天時は尾島生涯学習センター多目的ホール)

対象 市内に在住、または在勤の人 参加費 無料

持参する物 ヨガマット、運動のできる服装、飲み物等

定員 30人(受付終了時に定員を超えた場合は事務局にて抽選)

申し込み 8月26日～8月28日に尾島行政センターまたは
沢野行政センターへ電話で申し込み。

問い合わせ 尾島行政センター TEL0276-52-8862

沢野行政センター TEL0276-38-4281



長寿祝金の支給について

太田市では、長寿をお祝いし多年にわたる尽力に対し感謝の意を表すことを目的として長寿祝金を支給しております。

長寿祝金の支給につきましては、9月の敬老の日前後で予定しております。

長寿祝金対象者(今年度中に以下の年齢に到達する人)

・75歳	5,000円(昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生まれ)
・80歳	10,000円(昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生まれ)
・85歳	10,000円(昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生まれ)
・90歳	20,000円(昭和5年4月2日～昭和6年4月1日生まれ)
・95歳	30,000円(大正14年4月2日～大正15年4月1日生まれ)

※支給要件は、8月1日現在において太田市に1年以上住民登録している人。

※太田市金券にて支給いたします。

なお、今年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、簡易書留にて郵送いたします。

※100歳到達者には現金10万円を支給いたします。お誕生日に合わせて職員が直接お渡しいたします。(100歳到達時点において太田市に5年以上住民登録している人)

ご不明な点がございましたら、長寿あんしん課までお問い合わせください。

問い合わせ 長寿あんしん課 TEL0276-47-1829



尾島地域包括支援センターからの お知らせ

9月8日(火)ボランティアセンターで開催予定の介護予防教室は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止とさせていただきます。

お問い合わせ先 尾島地域包括支援センター
TEL0276-60-4907

清掃センターより 生ごみの水切り習慣を!

このままだとごみ処理が
できなくなります!

生ごみの水切りをしっかりと!

市民の皆様のご協力をお願いします

太田市清掃センター TEL0276-31-8153

燃えるごみの
約14%が生ごみ
生ごみの
約80%が水分



市税の納付は簡単・便利な口座振替で

今月は、市県民税(普通徴収)第2期と国民健康保険税第2期の納期です。

期限は8/31(月)です。納税に関するご相談は、太田市役所収納課、電話47-1820。



太田市産の梅干し&カリカリ梅を販売します！

太田市（障がい福祉課）が管理する梅林農園にて市内障がい者施設に通所する利用者が一粒一粒丁寧に収穫し、製造・販売を通じ収入を得て、社会との交流を促進する取り組みです。

☆梅干し ☆カリカリ梅 ☆カリカリ梅（小梅）

1パック500円（250g）※梅干しは210g

☆数量限定 平日10:00～16:00

※3,000円以上は配送も可能です。

お気軽にお問合せください。（現金支払）

☆問合せ（販売先） 障がい福祉課（太田地域活動支援センター）

〒373-0842 太田市細谷町1708-1 (Tel.0276-32-4220)



太田市ファミリー・サポート・センター会員募集

太田市ファミリー・サポート・センターは「援助を受けたい人（おねがい会員）」と「援助ができる人（まかせて会員）」が会員となり、センターを通じて育児の助け合いを行う制度です。

●活動内容 ◎一時的な子どもの預かり（原則、まかせて会員の自宅で預かります）

◎保育施設や学童などへの送迎 ◎病児・病後児の預かり など

●有償のボランティア活動です（おねがい会員の利用料は1時間500円～、まかせて会員の報酬は1時間800円～）

●活動に際しては、補償保険に加入しています。

●まかせて会員は事前に登録講習会を受講していただきます。（令和2年度講習会は9/7～9/11）

興味のある方は、太田市ファミリー・サポート・センター（新田庁舎内）まで Tel.0276-57-2822

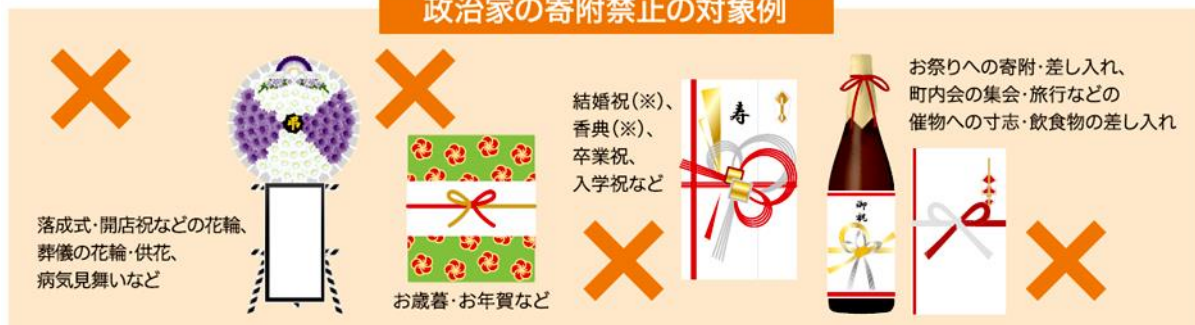
政治家が寄附することや有権者が寄附を求めることは禁止されています。

夏祭りや暑中見舞いなどイベントや贈り物の多いシーズンですが、政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることは法律で禁止され、違反すると処罰されます。また、有権者が政治家に寄附を求めることも禁止されています。

ルールを守って明るい選挙を実現しましょう。

問い合わせ 選挙管理委員会 47-1111

政治家の寄附禁止の対象例



※政治家本人が結婚披露宴、葬式などに自ら出席してその場で行う場合には、罰則が適用されない場合があります。

「広報誌「総務省」(2019年12月号)より抜粋」

尾島・世良田生涯学習センターよりお知らせ

◆12月分の貸館の申請は、9月1日(火)から受付いたします。

◆尾島生涯学習センターの学習コーナーは、8月28日(金)までです。

月～金曜日の、午前9時～午後5時まで使用できます。休館日は使用できません。

◆8月24日(月)は休館日です。

